

財務省告示第百四十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年三月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	買入価額の 総額
個人向け利付 国庫債券 (変動・十年)	第一回	五億二千九百 九十九万九千 九百円	五億二千九百 三十二万二千 五百十五円